

# 令和8年2月 蟹江町地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画の修正の根拠

蟹江町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、蟹江町地域防災計画の作成、修正は蟹江町防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 本年度の主な修正事項

1. 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を踏まえた修正について…………… P 2
  - (1) 生活空間・良好な生活環境の確保  
内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペース・良好な生活環境を確保、避難の長期化への対応
  - (2) 指定福祉避難所の指定  
要配慮者のための指定福祉避難所を、指定避難所から指定
  - (3) トイレの確保・管理  
簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの確保
  - (4) 食事の質の確保  
栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保への配慮
  - (5) 在宅・車中泊避難者への支援  
在宅避難者や車中泊避難者等の支援拠点の設置、生活環境の整備、情報提供等の支援
  
2. 防災基本計画に基づく修正について…………… P 3
  - (1) 消防団の充実強化
  - (2) 名古屋地方气象台における措置
  - (3) 河川管理者による措置
  - (4) 道路管理者による措置
  - (5) 防災施設・設備及び災害用資機材の整備
  - (6) 徒歩帰宅者支援の環境整備
  - (7) 消防力の整備強化
  - (8) 受援体制の整備
  - (9) 災害時の円滑な物流に向けた体制の整備
  - (10) 津波警報等の具体的な表現による発表・伝達
  - (11) 海路・空路の活用
  - (12) 中部管区行政評価局による行政相談活動
  
3. 蟹江町独自の修正について…………… P 5
  - (1) 蟹江町の組織改編による修正
  - (2) 災害時の町民からの問い合わせへの対応についての修正
  - (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の蟹江町の対応についての修正

## 1. 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を踏まえた修正について

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及び内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

### (1) 生活空間・良好な生活環境の確保

内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペース・良好な生活環境を確保、避難の長期化への対応

### (2) 指定福祉避難所の指定

要配慮者のための指定福祉避難所を、指定避難所から指定

### (3) トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの確保

### (4) 食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保への配慮

### (5) 在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等の支援拠点の設置、生活環境の整備、情報提供等の支援

## <修正箇所・新旧対照表>

### ◆風水害編

#### 第2編 災害予防

- ・第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等  
1 町における措置 本文 p 65～67 新旧対照表 p 4～7

#### 第3編 災害応急対策

- ・第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生  
1 町における措置 本文 p 145 新旧対照表 p 13
- ・第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営  
1 町における措置 本文 p 160～162 新旧対照表 p 14、15

### ◆地震・津波編

#### 第2編 災害予防

- ・第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備等  
1 町における措置 本文 p 66～69 新旧対照表 p 4～7

#### 第3編 災害応急対策

- ・第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生  
1 町における措置 本文 p 163 新旧対照表 p 15
- ・第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営  
1 町における措置 本文 p 177～179 新旧対照表 p 16、17

## 2. 防災基本計画・県地域防災計画に基づく修正について

防災基本計画に基づく県の修正に従って、記載を修正する。

### <修正箇所・新旧対照表>

#### (1) 消防団の充実強化

◆風水害編 第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進  
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携  
1 町及び県における措置 本文 p20 新旧対照表 p1

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進  
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携  
1 町及び県における措置 本文 p29 新旧対照表 p2

#### (2) 名古屋地方気象台における措置

◆風水害編 第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進  
第3節 企業防災の促進 3 名古屋地方気象台における措置 本文 p25 新旧対照表 p2

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進  
第3節 企業防災の促進 3 名古屋地方気象台における措置 本文 p33 新旧対照表 p2

#### (3) 河川管理者による措置

◆風水害編 第2編 災害予防 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策  
3 関連調整事項 本文 p28 新旧対照表 p2

#### (4) 道路管理者による措置

◆風水害編 第2編 災害予防 第4章 建築物等の安全化 第1節 交通関係施設対策  
2 道路 本文 p40 新旧対照表 p2

#### (5) 防災施設・設備及び災害用資機材の整備

◆風水害編 第2編 災害予防 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備  
防災施設・設備及び災害用資機材の整備

5 情報の収集・連絡体制の整備等 本文 p54 新旧対照表 p3

6 救助・救急等に係る施設・設備等 本文 p54 新旧対照表 p3

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 本文 p54 新旧対照表 p3

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備  
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

3 消防本部(町)における措置 本文 p55 新旧対照表 p3

5 情報の収集・連絡体制の整備等 本文 p56 新旧対照表 p3

6 救助・救急に係る施設・設備等 本文 p56 新旧対照表 p3

9 物資の備蓄、調達供給体制の確保 本文 p57 新旧対照表 p3、4

#### (6) 徒歩帰宅者支援の環境整備

◆風水害編 第2編 災害予防 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策  
第3節 帰宅困難者支援 1 町及び県における措置 本文 p72 新旧対照表 p7

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策  
第3節 帰宅困難者支援 1 町及び県における措置 本文 p74 新旧対照表 p7

#### (7) 消防力の整備強化

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策  
第2節 消防力の整備強化 1 町における措置 本文 p76 新旧対照表 p7、8

(8) 受援体制の整備

◆風水害編 第2編 災害予防 第9章 広域応援・受援体制の整備

第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置  
本文 p 75 新旧対照表 p 7、8

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第10章 広域応援・受援体制の整備

第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置  
本文 p 87 新旧対照表 p 8

(9) 災害時の円滑な物流に向けた体制の整備

◆風水害編 第2編 災害予防 第9章 広域応援・受援体制の整備

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 本文 p 78 新旧対照表 p 8

◆地震・津波編 第2編 災害予防 第10章 広域応援・受援体制の整備

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 本文 p 90 新旧対照表 p 8、9

(10) 津波警報等の具体的な表現による発表・伝達

◆地震・津波編 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 本文 p 119 新旧対照表 p 11、12

(11) 海路・空路の活用

◆風水害編 第3編 災害応急対策 第13章 ライフライン施設等の応急対策

第8節 ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

本文 p 183、184 新旧対照表 p 17

◆地震・津波編 第3編 災害応急対策 第14章 ライフライン施設等の応急対策

第8節 ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

本文 p 201 新旧対照表 p 18

(12) 中部管区行政評価局による行政相談活動

◆風水害編 第4編 災害復旧・復興 第4章 被災者等の生活再建等の支援

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 2 中部管区行政評価局における措置  
本文 p 226 新旧対照表 p 18

◆地震・津波編 第4編 災害復旧・復興 第5章 被災者等の生活再建等の支援

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 2 中部管区行政評価局における措置  
本文 p 225 新旧対照表 p 20

### 3. 蟹江町独自の修正について

#### <修正箇所・新旧対照表>

##### (1) 蟹江町の組織改編による修正

###### ◆風水害編 第3編 災害応急対策

- ・第1章 活動態勢（組織の動員配置） 第2節 部別の所掌分掌 本文 p 92 新旧対照表 p 9、10
- ・第12章 遺体の取扱い 第2節 遺体の処理
  - 1 町における措置 ア 遺体安置所 本文 p 173 新旧対照表 p 16

###### ◆地震・津波編 第3編 災害応急対策

- ・第1章 活動態勢（組織の動員配置） 第2節 部別の所掌分掌 本文 p 107 新旧対照表 p 10
- ・第13章 遺体の取扱い 第2節 遺体の処理
  - 1 町における措置 ア 遺体安置所 本文 p 190 新旧対照表 p 18

##### (2) 災害時の町民からの問い合わせへの対応についての修正

###### ◆風水害編 第3編 災害応急対策 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

- 第3節 広報 6 町民からの問い合わせへの対応 本文 p 125 新旧対照表 p 11、12

###### ◆地震・津波編 第3編 災害応急対策 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

- 第3節 広報 7 町民からの問い合わせへの対応 本文 p 133 新旧対照表 p 12、13

##### (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の蟹江町の対応についての修正

###### ◆地震・津波編 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

- ・ 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応  
情報収集・連絡体制の整備 本文 p 229 新旧対照表 p 20
- ・ 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応
  - 1 情報収集・連絡体制の整備 本文 p 232 新旧対照表 p 21